

社会福祉法人八十八会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人八十八会（以下「当法人」という）の定款第21条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいい、評議員及び評議員選任解任委員を併せて役員等という。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、当法人の業務を行う場合に別表1の通り報酬と費用を弁償する。
- (3) 役員等の報酬は法人の予算の範囲において支給することができる。
- (4) 常勤役員等の報酬は、職務内容等を総合的に勘案・評価し、役員等報酬表に定める基準額を理事会にて決定し各人に支給する。別途賞与の支給は行わない。
- (5) 報酬額は、年度末に開催される理事会において、当法人の業績と当該役員等の役割、職務内容等、出勤状況等を総合的に勘案・評価の上見直すこととする。等法人の収支が赤字の場合には常勤役員等報酬を減額できるものとする。
- (6) 常勤役員等に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任したものについては、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については別表2に定める額
- (2) 退職手当については別表3に定める額
- (3) 通勤手当については、＜給与規定第13条＞の規定に準ずる額
- (4) 常勤役員等が職務のために出張した時は、職員の旅費規程に準じて旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月末日とする。ただし、その日が金融機関の休日にあたるときは、前営業日に支給する。
 - (2) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2ヶ月以内に支給する。
- 2 報酬等は原則として本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があった時には、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 当法人はこの規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日より適用する。
平成31年 4月 1日より適用する。

別表1 非常勤役員等の費用弁償額

名 称	報 酬	実費弁償費
理事及び評議員報酬額(日額)	3,000円	職員の旅費規程に準じて支給する
監事報酬額(日額)	3,000円	職員の旅費規程に準じて支給する
評議員選任解任委員(日額)	3,000円	職員の旅費規程に準じて支給する

別表2 常勤役員等の報酬額

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長報酬額(月額)	100,000円	職員の旅費規程に準じて支給する

別表 常勤役員等の退職手当

名 称	手 当	備 考
理事長退職手当	600,000円	別表2 常勤役員等の報酬額に定める報酬額(月額)の6ヶ月分とする